

南九州市林業担い手技術向上支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、森林の管理を行う専門的かつ高度な知識を有する質の高い担い手を育成するため、林業に必要な安全教育や技能講習の受講を促進し、担い手の知識・向上を図ることを目的に、予算の範囲において、南九州市林業担い手技術向上支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとし、その交付については、南九州市補助金等交付規則（平成19年南九州市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に事業所を置く林業事業体が雇用する林業技術者
- (2) 本市で林業を営む者（個人事業主及び林業事業体の代表者を含む）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象外とする。

- (1) 国又は県による同一目的の支出金、補助金等の交付を受けた者若しくは交付の決定を受けた者
- (2) 国又は県が出資する財団法人等から同一目的の助成金の交付を受けた者若しくは交付の決定を受けた者
- (3) 過去1年以内に森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8に規定する届出等を提出していない者又は森林法に基づく地方公共団体から指導書等の命令を受けた者
- (4) 補助金の交付決定を受ける前に当該研修を受講した者

(補助対象研修)

第3条 補助金の交付の対象となる研修（以下「研修」という。）は、質の高い担い手を育成するため、高度な技術や資格を取得するための研修であって、次のいずれかに該当する研修とし、あらかじめ林業事業体等が研修計画書（別記様式）の提出により、市長の承認を受けた研修とする。

- (1) 県及び林業担い手育成基金事業が開催する研修
- (2) その他市長が認める研修

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象者1人当たり次に掲げる額とし、年額17万円を限度とする。

研修	1日	半日
	17,000円	8,500円

(実績報告)

第5条 補助事業者は、研修が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業に係る事業実績書（第9号様式）のほか、技能講習等の免許証又は修了証の写

しを添えて，市長に提出しなければならない。

（その他）

第6条 この告示に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この告示は，令和2年4月1日から施行する。